

「三木市地域公共交通会議」と「三木市地域公共交通
検討協議会」の違い

三木市では、地域公共交通について協議・検討を行う場として、「三木市地域公共交通会議」と「三木市地域公共交通検討協議会」を設置しています。

両者の主な違いを整理すると、下表のとおりとなります。

区 分	三木市 地域公共交通会議	三木市 地域公共交通検討協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
設置目的	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。	市民の移動手段の確保及び市民生活の利便性の向上を図るとともに、地域の活性化に役立つ新たな公共交通網を構築する。  公共交通網計画の策定協議や、策定後の計画を着実に推進していくための協議会
対象となる交通機関	バス、タクシー	多様な交通機関 (バス、タクシー、鉄道等)
メリット	この会議で合意された場合、 ・ルートの新設、変更 ・運行回数 ・運賃設定 などの国への各種手続が簡略化されるなど、計画変更が迅速に行える。	国からの支援を受けられる。 国からの支援は、市などではなく、この協議会に対して行われる。